

5. 誘導施設の設定

5-1 誘導施設の設定

(1) 誘導施設とは

都市計画運用指針において、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設」とされ、「当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい」とされています。

前章で示したように、本市では都市機能誘導区域を、三日市市街地を中心とした中心市街地に設定します。中心市街地における主な都市機能の施設数及び利用圏域[※]のカバー率は、下記のとおりです。

表. 都市機能誘導区域における施設数とカバー率

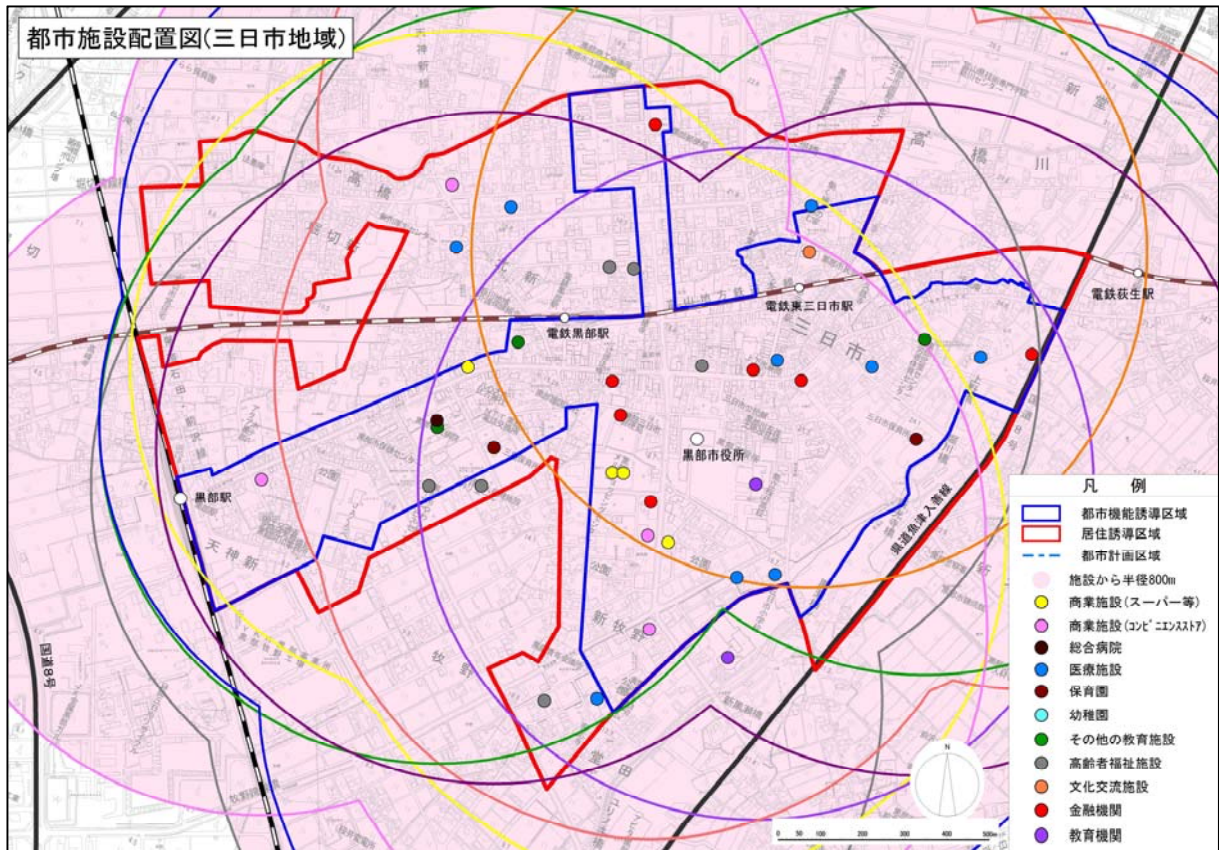
	施設数	カバー率
商業施設(スーパー)	4	93.1%
商業施設(コンビニ)	3	90.7%
総合病院	1	62.3%
医療施設	5	95.4%
保育園	2	97.8%
幼稚園	0	0.0%
その他の教育施設	3	100.0%
高齢者福祉施設	2	99.6%
文化交流	1	69.3%
金融機関	7	92.7%
教育機関	1	79.8%

表. 居住誘導区域における施設数とカバー率(参考)

	施設数	カバー率
商業施設(スーパー)	4	90.9%
商業施設(コンビニ)	4	90.7%
総合病院	1	67.0%
医療施設	9	97.4%
保育園	2	92.8%
幼稚園	0	0.0%
その他の教育施設	3	98.6%
高齢者福祉施設	6	96.1%
文化交流	1	57.4%
金融機関	7	85.8%
教育機関	1	61.9%

※施設の利用圏域は、「都市構造の評価に関するハンドブック」に示される半径800m圏内を利用圏域とします。

図. 都市機能誘導区域（三日市地区）における都市施設配置図



施設の立地状況と利用圏域カバー率をみると、三日市地区ではほぼすべての施設が立地し
利便性の高い地区となっています。

(2) 誘導施設設定の考え方

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図る観点で、誘導（新規整備、既存施設の維持、集約、複合化、機能強化）すべき都市機能増進施設として設定するものです。

前章のまちづくりの方針で示したように、本市では、公共交通の利便性の高い中心市街地への都市機能の立地や居住の誘導を図り、持続的な発展のエンジンとなる中心市街地の再興を図ることが求められています。特に、若年層が成長し、人々がまちなかで躍動するなど魅力的な都市空間を形成し、民間活力も呼び込むことで、活気ある中心市街地の再興を目指していくことが求められています。

こうした観点から、本市において誘導施設として位置づけるべき施設は、以下のような施設とします。

① 機能圏域が広域である施設

② 日常的な機能であるが、機能圏域が比較的広域である施設

①については、多くの利用者が見込まれるとともに、施設立地を誘導し集約することで効果的・効率的なサービスの提供が期待されるほか、周辺での民間施設の立地促進なども期待され、中心市街地の賑わい創出や魅力向上にも寄与すると考えられます。

②については、日常生活に必要な施設であるとともに、一定の利用圏域を有することから、立地誘導されることで利便性の向上が期待され、周辺での居住誘導に寄与すると考えられます。特に、起業や人材育成施設など若年層をターゲットとしてまちなかに呼び込むための機能や空き店舗の活用が期待できる商業施設などは、まちなかの賑わい創出に寄与すると考えられます。

中心市街地の施設立地状況に加え、居住を促し都市的サービスを提供する上で求められる機能の必要性を整理すると以下のようにまとめられます。

表. 誘導施設の必要性の考え方

都市機能	必要性の考え方
子育て支援機能	子育て世代の日常生活に必要な機能であり、居住地に近接したエリアでの立地が求められる機能です。特に、子育て世代を中心市街地に呼び込む上で重要な機能となります。
医療機能	高次医療機能については、交通の利便性の高い中心部での立地が求められますが、通常の医療機能は日常生活に必要な機能であり、居住地に近接したエリアでの立地が求められる機能です。
福祉機能	高齢者福祉機能は集約化させるのではなく、利用者のニーズを勘案しつつ、市内各所に立地すべきと考えられる機能です。
教育機能	小学校や中学校は機能の性質上、市内各所に立地すべきと考えられますが、高校や若年層の人材育成のような高等教育機能は多くの市民が集散する交通の利便性の高い中心部での立地が求められる機能です。
商業機能	日常生活に必要な機能であり、居住地に近接したエリアでの立地が求められる機能です。また、小規模な商業施設はその立地により商店街等の活性化が期待される施設です。
行政機能	多くの市民が集散する交通の利便性の高い中心部での立地が求められる機能です。（※黒部市役所は中心部に新設されており、将来的な立地誘導の必要性は低いと考えられます）
文化機能	多くの市民が集散する交通の利便性の高い中心部での立地が求められる機能です。また、図書館などは人材育成といった若年層の教育・起業などにも資する機能です。
交流機能	多くの市民が集散する交通の利便性の高い中心部での立地が求められる機能であり、中心部に立地することで交流機会の相乗効果や賑わい創出に寄与する機能です。
金融機能	日常生活に必要な機能であり、居住地に近接したエリアでの立地が求められる機能です。

表. 都市機能誘導区域における誘導施設の立地状況と誘導施設としての必要性

都市機能	三日市地区	
	現状	必要性
子育て支援機能	◎	高
医療機能	◎	高
福祉機能	◎	低
教育機能	○	高
商業機能	◎	高
行政機能	◎	低
文化機能	○	高
交流機能	○	高
金融機能	◎	高

必要性の判断基準

- 高：集約化により利便性を高めるため、立地誘導すべきであると考えられる施設
- 中：今後の各種施設の整備の実現性等も考慮し、位置付けを検討すべき施設
- 低：施設利用の観点から立地誘導を行うべきではないと考えられる施設

(3) 誘導施設の設定

本市では、誘導施設を以下のように設定します。

表. 誘導施設

分類	誘導施設	法的位置付け等
①機能圏域が広域である施設	●医療機能【総合病院】	医療法第1条の5第1項に規定する施設のうち富山県が定める救急救命センターに指定される病院
	●文化機能【図書館】	図書館法第2条第1項に規定する施設
	●交流機能【文化ホール、市民会館、コミュニティセンター】	博物館法第2条第1項、同法第29条に規定する施設 地方自治法第244条第1項の規定により設置される施設
②日常的な機能であるが、機能圏域が比較的広域である施設	●子育て支援機能【子育て支援センター】	児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う施設
	●教育機能【高等学校、若年層向け人材育成施設】	学校教育法第1条に規定する施設のうち高等学校、高等専門学校
	●医療機能【総合病院以外の病院（診療所は除く）】	医療法第1条の5第1項に規定する施設
	●商業機能【店舗（まちなかの空き店舗を活用した規模の小さい商業施設）】	店舗面積100㎡未満の商業施設
	●金融機能【銀行、信用金庫、郵便局】	銀行法第2条に規定する銀行
長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫 日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局		